

令和5年度生物多様性保全推進支援事業 (里山未来拠点形成支援事業) (二次公募) 公募要領

本要領は、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（以下、「交付要綱」という。）等に基づき、令和5年度生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）の二次公募手続き等を定めたものです。

公募の対象事業、対象者、対象経費及び交付率等の各種要件や、応募書類の提出方法等の重要事項が記載されていますので、応募にあたっては必ず最後まで精読されるようお願いします。

応募にあたって疑義等がある場合は、十分な時間的余裕をもって、あらかじめ下記までお問合せください。

環境省自然環境局自然環境計画課

TEL：03-5521-8343

E-mail：shizen-suishin@env.go.jp

※電子メールによる場合は、件名を「令和5年度支援事業応募問合せ」とし、回答先のご担当者のご所属・氏名及び連絡先を必ず記載してください。

目次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 公募対象事業	1
4. 公募対象者	1
5. 交付対象経費及び交付率等	2
6. 交付対象期間	4
7. 採択の方法及び結果の通知等	4
8. 応募書類及び提出方法	5
9. 採択後の手続き等（概要）	6
10. その他留意事項	7
11. スケジュール（予定）	7
12. 手続等の流れ	8
別表（審査基準関係）	9
事前相談先一覧	11

1. 事業の目的

地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域における先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全再生を着実に進めることにより自然共生社会づくりを推進する。

2. 事業の概要

自然共生社会づくりを着実に進めていくため、下記3. の交付対象事業に合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資すると環境省が認めた事業に対して、取組等に必要な経費の一部を国が交付する。

3. 公募対象事業

交付対象事業は、重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、モニタリングサイト 1000 里地調査対象地、重要湿地、特定植物群落、国立・国定公園普通地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動。

ただし、次の①～②に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業（他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）
- ② 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

4. 公募対象者

公募の対象者は、里山未来拠点協議会（以下「協議会」という。）であり、以下の要件を全て満たしていること。

ア 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体を含み、国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は生物科学の学会員等の生物学に知見のある団体・有識者から継続的に助言を得られる体制を有していること。ただし、国の機関は協議会の会員に含まれないものとする。

イ 地方公共団体等^{*}の関与

地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

ウ 規約等の整備

協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、協議会の運営に係る規約等が定められていること。

なお、応募申請の時点において協議会が未設立である場合は、交付申請までにアからウの要件

をすべて満たす協議会を設立することを条件に、当該協議会の事務局を担う予定の地方公共団体等が代理して応募申請を行ってよいものとする。

- ※ 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として環境省自然環境局長が承認した者とする。なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

5. 交付対象経費及び交付率等

交付金を充てることのできる割合及び交付対象経費及び交付率は次のとおりとする。ただし、当該区分に係る実支出額が環境大臣の定める基準額より少ない場合は、その実支出額とする。

交付率	交付対象経費	基準額
3 / 4 以内	交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、その他	大臣が承認した額

また、交付対象となる各経費区分の内容については、次のとおりとする。

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払いに要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務 ^{※1} の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事 ^{※2} 請負費を含む。）をいう。
12 その他 ^{※3}	その他事業に必要な経費で、環境省自然環境局長が承認した経費。

※1 道路・建築物等の恒久的な施設整備に係る設計、施工及び維持管理等に係るものは対象外。

※2 概ね人力や軽機材によって施工可能な軽易・仮設的な工作物の設置をいう。

※3 実質的に経費区分1～12のいずれかに合致する経費については、本経費区分を充てず、経費区分1～12のそれぞれによって計上すること。

6. 交付対象期間

事業期間は、原則2年間以内とする。ただし、2年目が終了する時点において、地域における活動体制の更なる強化や、事業効果の著しい増進が見込まれる等、継続の必要が高いと認められる場合は、1年間に限って事業期間を延伸することができる。

なお、当初から複数年度を予定しているものであっても、単年度毎に採択となる（令和5年度の交付金の対象期間は、交付決定の日から令和6年3月31日まで）。また、初年度の事業採択が、その翌年度以降の事業採択を約束するものではない。

7. 採択の方法及び結果の通知等

(1) 採択の方法

応募書類の記載内容をもとに、事業要件への該当等を確認のうえで書類選考を行い、環境省が設置する「生物多様性保全推進支援事業審査委員会」において、別表に示す基準に沿って審査し、予算の状況等も踏まえて採択事業を選定する。当該審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を応募申請者に求める場合がある。

なお、事業内容や予算の状況等によっては、不採択に加え、一定の条件を伴う採択や、要望額に満たない交付額を前提とした採択となる場合がある。

(2) 結果の通知及び公表

採択事業が決定したのち速やかに、環境省から各応募申請者あてに、当該審査結果を記載した内示通知書を送付する。

なお、採択した事業については、事業名、応募申請者（団体）名及び事業実施予定期間を環境省ウェブサイトにおいて公表する。また、採択した事業の概要についても、当該事業の実施及び生物多様性保全上の支障とならない範囲で、環境省ウェブサイト等において公表する場合がある。

8. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類

応募にあたり、提出を要する書類は下記のとおりとする。様式1、2は、代表印等を不要とする。なお、下記に限らず、応募内容等の説明に他の資料を要する場合は、適宜添付すること。

また、応募書類の作成後、チェックシートにて不足がないか確認し、あわせて提出すること。

提出様式	添付書類等
様式1	協議会規約等 ^{※2}
様式2 ^{※1}	

※1 応募申請書様式2について

- ・採択事業の紹介等のため、環境省ウェブサイト等で公開されることがあるので、公開できない情報を記載しないよう留意すること。

※2 協議会規約等について

- ・当該協議会の設置規約（協議会規約等）、会計処理規程及び会員名簿を提出すること。
なお、応募申請時点において当該協議会が未設置である場合は要件を満たすことが確認できる資料（規約案等）を提出し、交付申請までに当該協議会を設置するとともに、これらの文書を提出することとする。
- ・当該協議会の事務局運営及び会計処理に地方公共団体が関与しない予定である場合は、上記に加え、事務局運営及び会計処理を主担する予定の団体の定款、寄付行為、又は設置規程等（以下、定款等という。）、財務状況を示す資料及び活動状況を示す資料を提出すること。

(2) 提出方法応募書類の電子ファイルを下記により送付すること。

1) 電子ファイル提出先

shizen-suishin@env. go. jp（環境省自然環境局自然環境計画課）

- ※ 応募書類の電子メール受信後、3営業日以内に環境省から受信確認のメールをお送りします。返信がない場合は、受信できていない可能性がありますので、03-5521-8343までご連絡ください。

2) メールの件名

R5 年度支援事業応募申請（里山未来拠点形成支援事業）二次公募（応募申請者名）

3) 電子ファイルの形式

(a)～(c)を送付すること。なお、データが大容量になる場合は、ファイルサイズの圧縮に配慮すること。

- (a) 様式1の1ページ目のみのPDF形式のデータ
- (b) 様式1全体のword形式のデータ
- (c) 様式2のPowerPoint形式のデータ

ただし、応募書類の提出にあたり、代表印等が必須である場合は、押印のされた申請書（紙媒体）を提出することも可とする。その場合、上記の電子ファイルを1) 電子ファイル提出先まで送付することに加え、郵送で下記まで1部提出すること。

書面提出先

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館

環境省自然環境局 自然環境計画課

(3) その他

- 1) 申請内容が 3. 公募対象事業又は 4. 公募対象者で定めた要件に合致しない場合は、当該応募申請を無効とする。
- 2) 申請内容に対する疑義照会や、書類の不備に対する補正等に速やかに応じない場合は、当該応募申請を無効とすることがある。
- 3) 応募申請書の提出後に当該申請を取り下げの場合は、速やかにその旨を記載した書面を環境省自然環境局長あて提出すること。

(4) 応募書類の受付期間

令和 5 年 5 月 29 日（月）から令和 5 年 7 月 19 日（水）17 時まで

受付期間より後に到着した書類については、応募書類として受け付けない。ただし、当該遅延が以下による場合についてはその限りではない。

- 1) 環境省側の事情に起因する場合
- 2) 自然災害等の応募申請者の責に因らない事由に起因するもので、かつ審査・採択事務のスケジュール上許容できる場合

9. 採択後の手続き等（概要）

※交付要綱は改定される可能性があります。採択後は、最新の交付要綱を確認上、各種手続きを行ってください。

(1) 交付申請書の提出

交付金事業の実施に先立って、交付決定を受ける必要がある。採択の通知を受けた者は、原則として当該通知があった日から 30 日以内に交付申請書（交付要綱別記様式第 1 号）を提出し、交付決定の手続きを開始すること。交付決定を受ける前に実施（契約、物品購入等含む）した事業は、交付金の交付対象とはならないので留意されたい。

なお、採択後に事業の実施を断念し、交付申請を行わないこととした場合は、速やかにその旨を記載した書面を環境省自然環境局長に提出すること。

(2) 交付決定前着手届の提出

交付決定の前に実施する事業は、原則として交付金の交付対象とはならないが、交付要綱第 12 条に基づいて、あらかじめ生物多様性保全推進支援交付金交付決定前着手届（交付要綱別記様式第 5 号）を提出した場合は、その限りではない。ただし、当該届の提出にあたっては、事業着手前に環境省と調整を図る必要がある。なお、理由等の如何によっては、当該届が認められないことがある。

(3) 実績報告書及び精算払請求書の提出

交付事業者は、交付金事業が完了したのち、事業の成果や経費の執行実績を記載した実績報告書（交付要綱別記様式第 10 号）を提出する。環境省は当該報告書を審査したうえで、交付額として認められた額を交付事業者へ通知するので、交付事業者はこれに沿って精算払請求書（交付要綱別記様式第 11 号）を提出する。交付金は当該請求書の提出後に支払われる。

(4) 概算払請求書の提出

精算払に依りがたい場合については、交付決定の後に、環境省と調整したうえで、概算払請求書（交付要綱別記様式第 11 号）を提出し、概算払を受けることができる。

(5) 事業計画の変更承認申請書等の提出

交付決定の後に事業計画又は費目間の経費配分を変更する場合は交付要綱別記様式第 6 号により、交付金事業を中止又は廃止する場合は交付要綱別記様式第 7 号により、あらかじめその承認に係る申請書を提出し、承認を受ける必要がある。また、事業計画の変更等に伴い交付対象経費が変更される場合は、変更交付申請書（交付要綱別記様式第 2 号）を提出し、変更交付決定を受ける必要がある。

(6) 交付決定の取消

交付金を交付金事業以外の用途に用いる等、不正その他不適当な行為を行った場合等にあつては、交付決定を取消し、交付金を支払わないこと又は支払い済みの交付金の返還を求めることがある。

10. その他留意事項

応募にあたっては、本要領の他、以下に示す関連資料を参照し、所要の手続き及び基本的な事務等について確認すること。

- ・ 生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱
(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/01_kofu-yoko.pdf)
- ・ 生物多様性保全推進支援事業応募申請書記載例
公募サイトを御確認ください(https://www.env.go.jp/press/press_01647.html)
- ・ 生物多様性保全推進支援事業事務手続きの手引き
(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/02_manual.pdf)
- ・ 同手引き附録 Q&A
(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/R1_qa.pdf)
- ・ 環境省所管の補助金等に係る事務処理手引
(http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf)

11. スケジュール(予定)

- 5 月 29 日 : 公募開始
- 7 月 19 日 : 応募申請書提出締切

内容確認・審査開始

○9月中旬頃： 採択事業の内示・公表

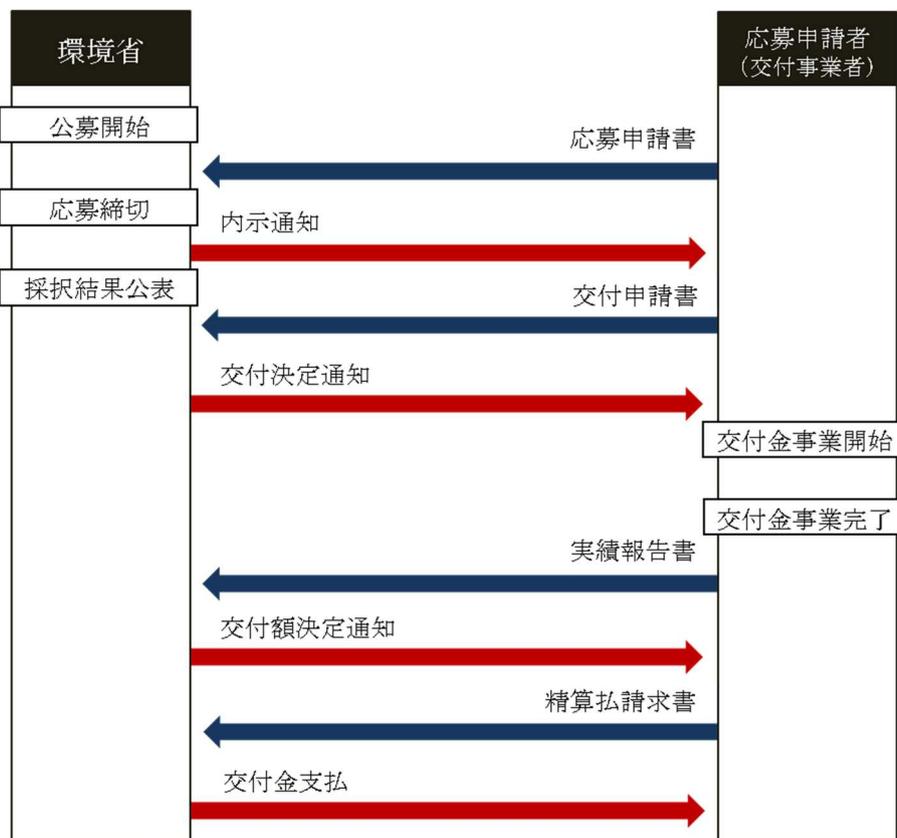
※審査及び採択事業の決定に要する期間は、応募申請の提出締切から2か月程度を見込むが、応募件数等によって変動する可能性がある。

※内示後、交付決定の手続きが行われた後、事業開始が可能となる。（交付申請書提出後おおよそ1か月程度の見込み）

12. 手続等の流れ

基本的な手続の流れは下図のとおりである。

※交付決定を受ける前に実施した事業は、交付金の交付対象とはなりません。



別表（審査基準関係）

里山未来拠点形成支援事業の審査基準関係

項目	加点要素
1. 生物多様性の保全への貢献	(1) 事業による保全の対象となる生物の生息・生育環境に関する基礎情報が得られること。
	(2) 事業内容が、国および都道府県のレッドリスト・レッドデータブックに記載された動植物種等の地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献するものであること。
2. 地域の社会・経済解決貢献	(1) 事業対象地域の社会的経済的な現状や問題点を十分に把握しており、その課題の解決に資する事業内容となっていること。
	(2) 活動の目的を達成する手段が明確であり、事業対象地域の自然資源を持続的に活用することにつながるものであること。
3. 環境省主要施策との関係	(1) 全国的にモデルとなるようなものであること。
	(2) 活動内容が 2050 年二酸化炭素実質排出ゼロに貢献するものであること。
	(3) 地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画又は地域自然資産法に基づく地域計画を策定しており、これらの計画の実施に貢献する活動であること。
	(4) 事業対象地域を有する地方公共団体に生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターが設置されており、当該センターによる多様な主体の連携が図られること。
	(5) 自然再生推進法に基づく全体構想及び事業実施計画が策定されており、計画の実施に貢献する活動であること。
	(6) その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等 ^{*3} に基づいた活動であること。
	(7) 協議会又は事務局が、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」の参加者であること。
	(8) 自然共生サイト（仮称）認定申請を予定している区域の管理に資する活動であること。
	(9) 第 5 次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ ^{*1} や Eco-DRR ^{*2} の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。
4. 活動の広範性、継続性及び発展性	(1) 活動内容に収益性が認められ、地域の社会経済に対する直接的又は間接的な裨益が期待されること。
	(2) 経費が活動内容に対して適切であること。
	(3) 活動の目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適正に設定されていること。
	(4) 活動の継続について見込みを立てており、支援事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。
	(5) 地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。

なお、これらの加点要素に該当する実態があったとしても、応募申請書中にその旨の記載がなければ、該当しないものと判断する場合がある。

※1 グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法

※2 Eco-DRR

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災

※3 その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等は以下のとおり

法律	計画等
自然公園法	生態系維持回復事業計画（第38条）（国定公園のみ） 生態系維持回復事業実施計画（第39、41条）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第15条の6、9） 風景地保護協定（第43、45条）
自然環境保全法	生態系維持回復事業実施計画（第30条の3関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第30条の4）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保護増殖事業計画（第45条）

※4 重要里地里山

環境省が選定した「生物多様性保全上重要な里地里山」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>

※5 重要湿地

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」のことであり、箇所等については下記から確認できる

http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

※6 重要海域

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>

※7 特定植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査により選定された、学術上重要な群落や保護を要する群落のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

事前相談先一覧

- ・ 交付金の事業要件や手続き等、制度に係るご相談
生物多様性主流化室（03-5521-9108）

- ・ 事業内容に係るご相談

自然環境計画課 里山担当（03-5521-8343）

※近畿地方の事業は、上記担当もしくは近畿地方環境事務所 環境対策課

■近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

近畿地方環境事務所 環境対策課

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号桜ノ宮合同庁舎4階(旧称 近畿中国森林管理局)

06-6881-6503

(管轄区域の特例) ※

○三重県に係る吉野熊野国立公園に係る区域

○鳥取県に係る山陰海岸国立公園の区域

※ 国立公園にまたがる事業となる場合は、あらかじめ環境省自然環境局自然環境計画課までお問い合わせください。